

## 野生鳥獣生息環境保全事業

一般社団法人滋賀県猟友会は、野生鳥獣の生息環境を保全するための新しい事業を実施します。これまでも、鳥の増殖や放鳥あるいは実のなる木の植栽などの事業を行ってきましたが、私たちの目的に賛同して野生鳥獣の生息環境を保全して頂ける団体にその活動費の一部を助成させて頂くこととします。

### ○野生鳥獣生息環境保全活動

今は、一部の野生鳥獣が増えすぎたり、生息場所を変えたりして、農林水産業や人の生活環境にまで被害が出ている状況です。野生鳥獣も人もバランスよく生きていける環境を作り出すことが事業の目的です。当面、人の生活に大きな害を与えないで野生鳥獣が生きていける環境を守り、育てる活動と、それを活用する活動を支援します。

例えば、次のような活動を支援します。

- ・野生鳥獣の生息にも配慮した、地域にふさわしい身近な自然環境の創出と保全
- ・野生鳥獣とふれあう学習、レクリエーションの場の創造
- ・野生鳥獣と人とが共に生きる、住民参加の活動

具体的な例をあげると、森林の保全、里山や雑木林の保全、樹木の植栽や樹木の管理、草刈り、池づくり、鳥の巣箱の設置等です。

### ○助成の内容

対象団体：滋賀県内の活動団体で、報告書（別紙様式）を提出して頂ける団体

助成期間：単年度（継続して助成することがあります。最長5年間）

助成金額：1団体につき年間10万円を上限に助成します。（助成総額は予算の範囲内とします。）

助成対象：申請書の収支予算書の助成対象科目に該当するものに限りします。

募集方法：随時受け付けます。（予算の上限に達した時点で締め切ります。）

応募は、別紙の申請様式を使用して下さい。必要なら、参考資料を添付してもかまいません。事務局に郵送または持参して下さい。

選考方法：当会の選考委員が書類選考し、必要な場合質問等をさせて頂きます。

選考内容は非公開ですが、結果については応募者にお伝えします。

助成金：活動内容について報告書（別紙様式）を提出して頂いた後、助成金をお支払いします。（2分の1の範囲内で、前払ができる場合があります。）

また、他の助成金を受けておられても、重ねて助成できます。

※ 提出された書類については、当該事業目的以外に使用することはありません。  
なお、適正に取扱いますが、お返しできません。

一般社団法人滋賀県猟友会事務局

〒520-0801 大津市におの浜四丁目1-20

TEL 077-525-7304 FAX 077-525-7314